

高校生
も対象
です！

子ども医療費助成制度 拡充のお知らせ

■問合せ 住民課国保医療グループ(☎ 74-3002)

洞爺湖町では、令和5年8月1日から「子ども医療費助成制度」の対象年齢を15歳から18歳に拡大し、対象となる子どもの医療費の自己負担額を無料化します。

この医療費助成を受けるには、医療機関などの窓口で「受給者証」の提示が必要となるので、忘れずに受給者証交付の手続きをしてください。

助成拡大後の内容

NEW

助成対象

洞爺湖町在住の0歳～18歳
(満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)で健康保険に加入している子ども



助成範囲

通院、入院、調剤、指定訪問看護、補装具費用などの医療費の自己負担分(保険診療分のみ)



自己負担額 所得制限

所得制限はありません

受給者証の交付手続き

対象となる人には、案内を送付しますのでお子様の「健康保険証」を住民課まで持参してください。
現在「重度心身障害者医療費助成制度」または「ひとり親家庭等医療費助成制度」の受給者証を使っている人も上記の対象年齢内であれば医療費の全額助成を受けられます。

※いずれも、すでに受給者証を持っている人は自動更新となるので手続きは必要ありません

●受給者証の交付時期

毎年、更新時期が8月1日であることから7月下旬に郵送します。